

近運達甲第37-2号

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領

平成19年2月1日
近畿運輸局長

改正 平成26年3月27日 近運達甲第19号
改正 平成27年2月26日 近運達甲第13号
改正 令和2年12月25日 近運達甲第10号

目次

第1	適用
第2	用語
第3	基準適用除外の認定を申請することができる自動車
第4	申請者等
第5	申請書及び添付資料
第6	審査
第7	条件又は期限の付与
第8	基準適用除外の認定等
第9	一括適用除外の認定の特例
第10	基準適用除外認定台帳の備付
第11	行政処分等

第1 適用

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「移動円滑化基準」という。）第43条及び同省令附則第3条の規定に基づき、自動車の使用の本拠の位置が近畿運輸局の管轄である自動車について、近畿運輸局長（以下「局長」という。）が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。

第2 用語

- (1) 「高速バス」とは、専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して、乗合旅客を運送する自動車をいう。
- (2) 「定期観光バス」とは、定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送する自動車をいう。
- (3) 「空港等アクセスバス」とは、空港又はフェリーターミナル等の乗客の長距離移動のための交通の拠点となる施設を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車をいう。

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

- (1) 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も

含む。)

- (2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車
- (3) 幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車
- (4) 車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車
- (5) 平成12年11月14日までに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車

第4 申請者等

- 1 基準適用除外の認定の申請は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者から基準適用除外の認定の申請を委任された当該事業者の営業所の長は、前項の規定にかかわらず、一般乗合旅客自動車運送事業者にならって基準適用除外の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

第5 申請書及び添付資料

- 1 基準適用除外の認定を申請しようとする者は、第1号様式の移動円滑化基準適用除外認定申請書に別表の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を局長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準適用除外の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所に属する自動車について基準適用除外の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所に属するすべての基準適用除外自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の運行実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 4 基準適用除外の認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は使用の本拠の位置（近畿運輸局管内に限る。）について変更があった場合は、第2号様式の移動円滑化基準適用除外認定変更申請書に当該変更内容についての資料を添えて、正本及び副本各1通を局長に速やかに提出するものとする。
- 5 第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料の提出窓口は、使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局とする。この場合運輸監理部長又は運輸支局長は、申請書及び添付資料を審査し、不備がないことを確認のうえ受理し、局長あて正本1通を進達するものとする。なお、審査の結果等により第8第4項に規定する期間があった場合は、その期間及び内容を付して進達するものとする。

第6 審査

局長は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車に係る次の事項について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 当該自動車の構造又は運行の態様により基準の適用を除外するものとして指定すべき移動円滑化基準の条項
- (2) 主な運行経路
- (3) その他の必要事項

第7 条件又は期限の付与

- 1 局長は、基準適用除外の認定を行う場合は、基準適用除外項目に応じて、必要な条件又は期限を付することができる。
- 2 第3第4号に規定する自動車については、運行地域の自治体及び住民と基準の適用除外がされた自動車を運行させることについて合意がなされていること又は運行地域の自治体からの要請があること等を条件として付すものとする。

第8 基準適用除外の認定等

- 1 局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、基準適用除外の認定を行うことが適当であると判断した場合は、必要に応じ第7の規定に基づく条件又は期限を付したうえで、基準適用除外の認定を行い、第3号様式の移動円滑化基準適用除外認定書（以下「認定書」という。）を運輸監理部長又は運輸支局長を経由して申請者に手交するものとする。
- 2 局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の目的を達成することが困難になると認める場合、基準適用除外の認定に付そうとする条件に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があると認める場合は、基準適用除外の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に通知するものとする。
- 3 局長は、申請が事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をすよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - (1) 当該申請を補正するために要する期間
 - (2) 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
 - (3) 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

第9 一括適用除外の認定の特例

- 1 第3第3号及び第4号に規定する自動車については、第3の規定にかかわらず、使用者を特定しないで基準適用除外の認定を行うことができるものとする。
- 2 前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者が行うことができる。
- 3 第2項の規定に基づく基準適用除外の認定について、第8第3項の規定の適用にあたって、「当該基準適用除外の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長」とあるのは「管内の運輸監理部長又は運輸支局長」と

読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定に基づく申請は、第5第5項の規定にかかわらず、申請書及び添付資料の提出窓口は、近畿運輸局とする。
- 5 局長は、第1項の規定に基づき基準適用除外の認定を行い、認定書を申請者に交付したときは、管内の運輸監理部長又は運輸支局長及び他の地方運輸局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。
- 6 局長は、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準適用除外の認定を受けたものについて、第10第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置が近畿運輸局の管轄内となるものは、局長による基準適用除外の認定を行ったものとして取り扱うものとする。

第10 行政処分等

- 1 局長は、基準適用除外の認定を受けた自動車が、法の目的に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件に違反して運行した場合又は基準適用除外の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準適用除外の認定取消処分を行うものとする。
- 2 前項の規定は、第9第5項の規定により基準適用除外の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用するものとする。
- 3 基準適用除外の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準適用除外の認定は失効するものとする。
 - (1) 当該自動車の登録がまっ消された場合
 - (2) 当該自動車の使用の本拠の位置が近畿運輸局の管轄外となった場合
 - (3) 当該自動車の使用者が変更（分社化による使用者の変更は除く。）になった場合
 - (4) 第8第1項の規定により付された基準適用除外の認定の期限を経過している場合
- 4 局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

第11 その他

局長は第3第5号に規定する自動車について第3から第6、第8及び第9までの規定にかかわらず次のとおり基準適用除外の認定を行うことができる。

- (1) 基準適用除外の認定は申請の有無にかかわらず、管内に使用の本拠を置く第3第5号に規定する自動車に対し、一括で行うことができる。
- (2) 基準の適用を除外するものとして指定すべき移動円滑化基準の条項を定めるものとする。
- (3) 局長は、基準適用除外の認定を行ったときには、直ちに管内の運輸監理部長又は運輸支局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。
- (4) 局長は基準適用除外の認定を行ったときには、直ちに他の地方運輸局長に対し、基準適用除外の認定を行った旨を通知するものとする。
- (5) 局長は基準適用除外の認定を行ったときには、直ちに基準適用除外の認定を行った旨を公示するものとする。

附則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

別 表 添付資料一覧表

	車両外観図	使用者の事業内容	主な運行経路図	走行が困難である当該箇所を示した資料	初度検査年等を示した資料	その他認定を必要とすることを証する書面
第3第1号に掲げる自動車	○	○	○	○		○
第3第2号に掲げる自動車	○	○	○			○
第3第3号に掲げる自動車	○	○				○
第3第4号に掲げる自動車	○	○				○
第3第5号に掲げる自動車					○	○
第3第6号に掲げる自動車	○	○	○	○		○

備 考

○は、提出を必要とする書面を示す。

第1号様式（第5関係）

移動円滑化基準適用除外認定申請書

年 月 日

近畿運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、
基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

1. 車名及び型式
2. 車台番号
3. 使用の本拠の位置
4. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
5. 認定を必要とする理由
6. 省略する添付資料

（日本工業規格A列4番）

備 考

- （1）申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- （2）型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- （3）車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- （4）認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- （5）一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- （6）省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料名を記載する。

第2号様式（第5関係）

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

近畿運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

1. 車名及び型式
2. 車台番号
3. 認定番号及び認定年月日
4. 変更事項及び変更事由
5. 変更年月日

（日本工業規格A列4番）

備 考

- （1）申請者の氏名については、申請者が法人で在る場合は、法人の代表者とする。
- （2）型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式（第8関係）

移動円滑化基準適用除外認定書		
	番 年	号 月 日
殿		
近畿運輸局長		
年 月 日	付けて申請があった下記の自動車については、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。	
記		
1. 車名及び型式		
2. 車台番号又は製造番号		
3. 使用の本拠の位置		
4. 基準適用除外を認定する条項及び条件		
5. 基準適用除外の期限		

（日本工業規格A列4番）

備 考

- （1）基準適用除外の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。
- （2）一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記し、必要に応じて類別区分番号を記載するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を記載する。